

ひと、暮らし、みらいのために



令和5年1月スタート
(予定)

電子処方箋 概要案内

【薬局】

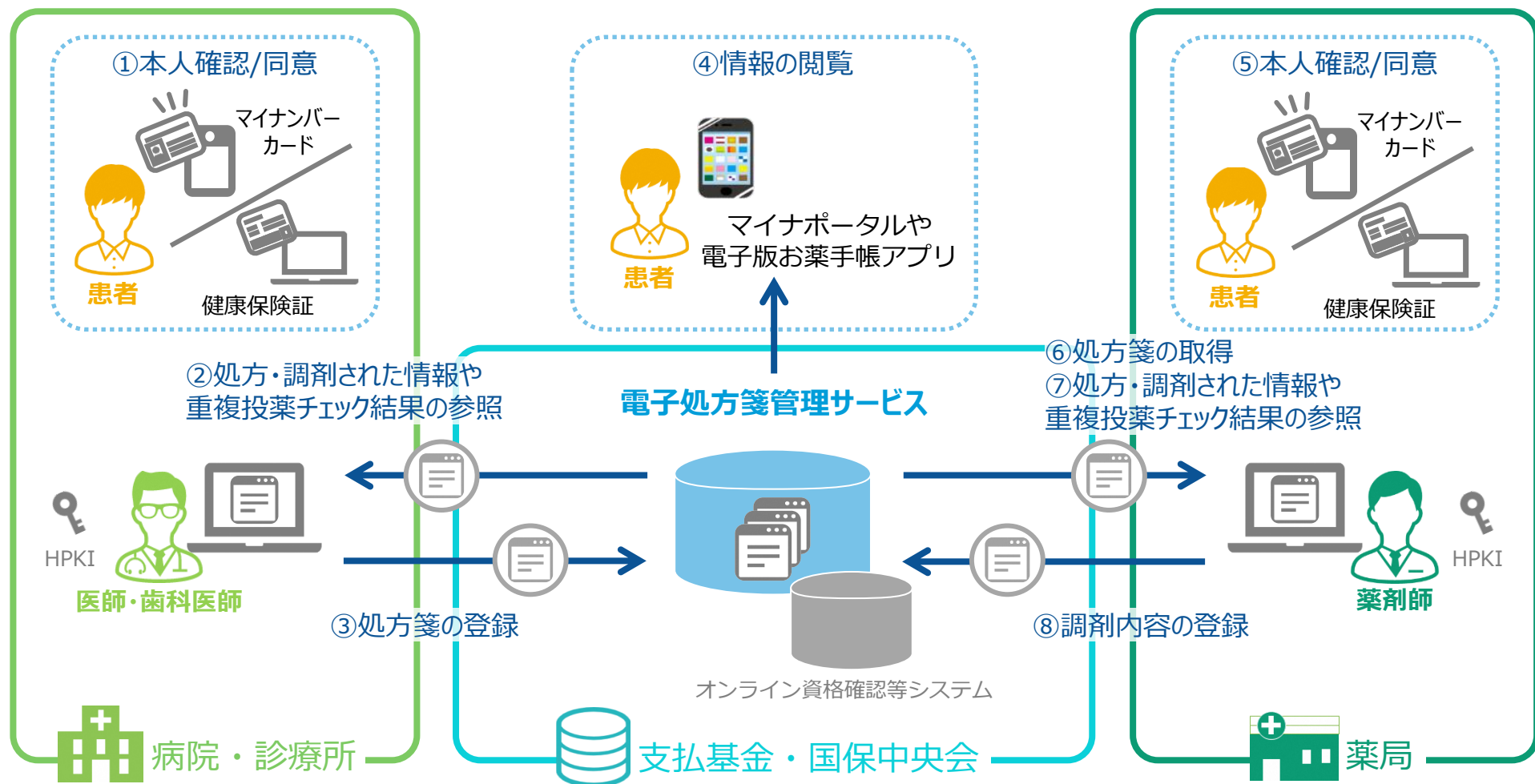
令和4年7月 1.1版
厚生労働省医薬・生活衛生局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2021/11/24	全体	初版作成
1.1	2022/6/30	「4. Q&A」	・補助金、HPKIカードに係るQ&Aを追記。

1. 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬チェックなどを行えるようになります。



2. 薬局でできるようになること

処方箋の内容の入力作業や、紙処方箋の保管が不要になることのほか、より丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間のコミュニケーションを円滑に行えるようになります。

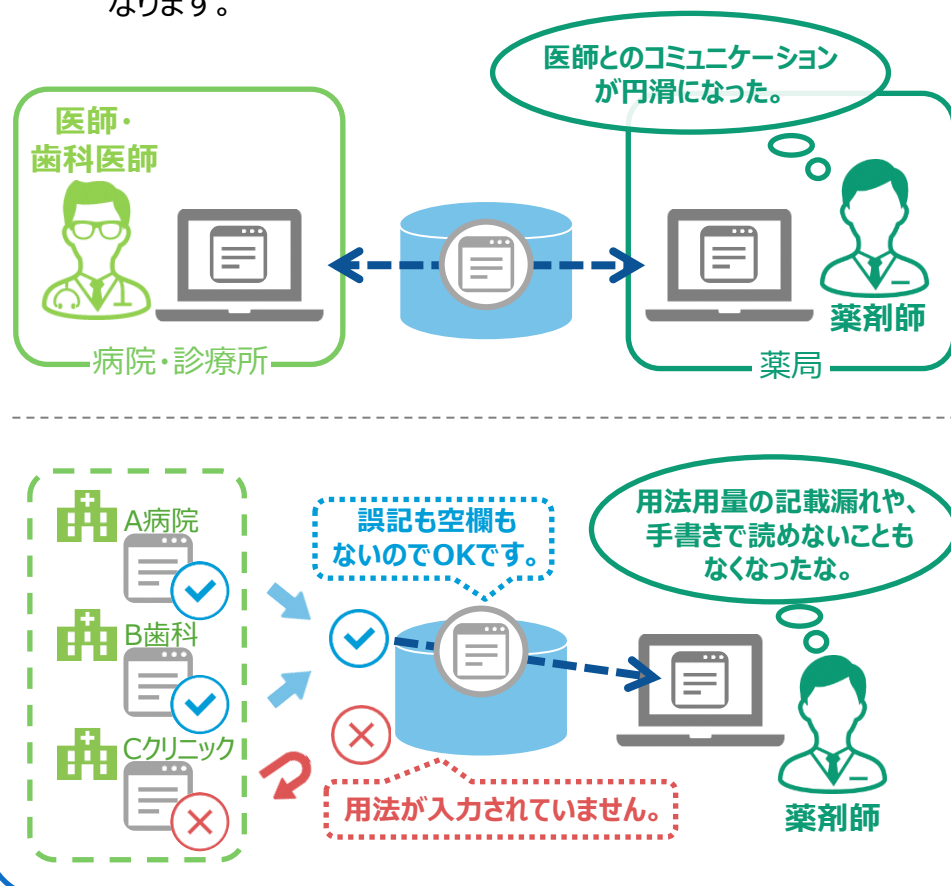
直近の患者情報を踏まえた調剤・服薬指導

マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合は、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能**になり、より患者に寄り添った対応を行うことができるようになります。



円滑なコミュニケーション

システム化により**医師と薬剤師のコミュニケーションが円滑**になり、さらに系統的にチェックされた処方箋を薬局で扱えるようになります。



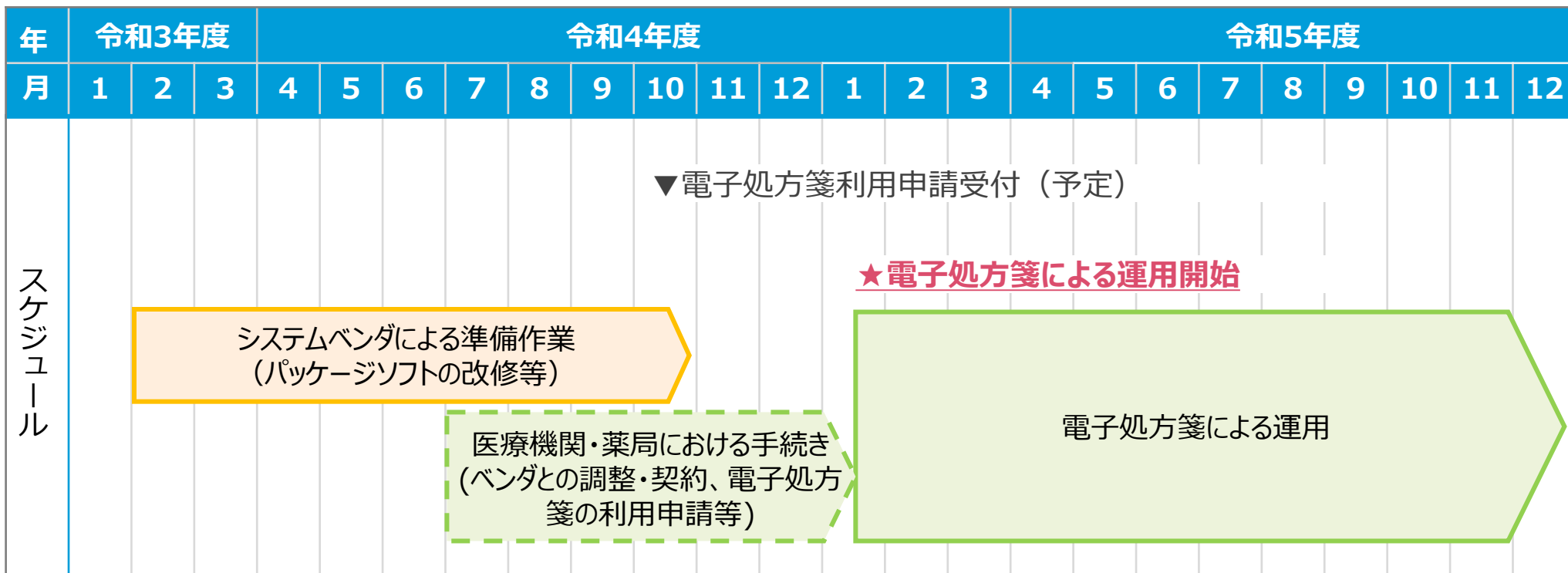
※すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

3. 利用開始に向けたスケジュール

電子処方箋は、令和5年1月より運用が開始されます。

令和4年度から対応が必要な、HPKIカードの発行申請等の準備作業の内容や、作業スケジュールについては、今後、順次医療機関等ポータルサイト等にてご案内していく予定です。

なお、利用にあたり、オンライン資格確認を導入している必要があるため、まだ導入していない場合は、お早めに準備をお願いします。（※）



(※) オンライン資格確認の導入に必要な作業については、『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き』をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>

4. Q&A

電子処方箋管理サービスについて

Question

Q) 電子処方箋管理サービスでは何ができるようになりますか？

A) オンライン資格確認等システムの仕組みを用いて、医療機関・薬局間で電子化された処方箋の授受を行えるようになります。
オンライン資格確認等システムでは、レセプトをもとにした月遅れの情報を参照できましたが、電子処方箋ではさらに、処方箋をもとにした情報を、リアルタイムで参照することができるようになります。
また、それらの情報を活用した、重複投薬チェックなどもできるようになります。

Q) 患者はマイナンバーカードがないと、電子処方箋を発行できないのですか？

A) 患者が健康保険証を利用する場合も電子処方箋を発行できます。

Q) 電子処方箋は必ず導入しなければいけませんか？

A) 電子処方箋を利用することにより、ペーパーレス化の促進や、複数の医療機関・薬局が持つデータの利活用による、より質の高い医療の提供が図られるため、積極的に導入の検討をお願いします。

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) 電子処方箋を始めるには、
まず何をすればよいですか？

Answer

A) 電子処方箋は、①オンライン資格確認の仕組みを活用します。また、②HPKIカードを利用します。
手続きに時間を要することを考慮し、お早目の準備をお願いします。
※準備作業の詳細につきましては、令和4年9月頃にお示しします。

①オンライン資格確認を利用開始するための手続きは以下をご確認ください。
『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>
その他の具体的な手続き等については、順次、医療機関等向けポータルサイトに掲載を予定しています。まだ医療機関等向けポータルサイトに登録していない場合は、「初めてご利用になる方（アカウント登録）」より、登録をお願いします。

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>

②HPKIカードの取得について、以下の申請サイトからお申込みください。

- ・ 日本薬剤師会認証局
(<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>)
- ・ 一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）
(http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) HPKIカードは取得しなければなりませんか？

A) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則った形で薬剤師が電子的に署名を行う必要がありますが、令和5年1月時点では、HPKIカードを用いた署名方式がそれに準拠するため、取得手続きをお願いします。

Q) オンライン資格確認と同様に、システム導入に当たっての補助金がありますか？

A) 補助金はあります。内容は以下をご確認ください。
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-12.html>